

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

なお、今回の特例貸付は、休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります

休業された方向け（緊急小口資金）

- **対象者**：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯
- **貸付上限額**：10万円以内
ただし、以下の場合には20万円以内の貸付が可能
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上のとき
 - (4) 世帯員に下記の①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
- **利子**：無利子
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後2年以内（相談時に決定します）

失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

- **対象者**：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- **貸付上限額**：(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 ともに貸付期間は原則3月以内
- **利子**：無利子
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後10年以内（相談時に決定します）
- **要件**：原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けること

借入申請に必要なもの

(※ これらが手元にない場合は窓口でご相談ください)

借入申込みにあたっては、申請される方とその世帯員について現在の状態が確認できる書類が必要です

- 身分を証明できる書類（運転免許証や健康保険証など）
- 本人の印鑑（登録済み印鑑）
- 住民票謄本（世帯全員記載のもの）
- 貸付金の振込先口座として指定する口座（本人口座）が確認できる通帳やキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの（減収する前後の給与明細、給与振り込み口座の通帳履歴、離職票、勤務シフト表、勤務シフトを記録したスケジュール表等で、休業により収入が減少した（または減少する予定）であることを確認できるもの）
- その他に、確認のための必要な書類

※ 窓口でコピーをさせていただきます。

注意事項

- * 個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。実情を正しくお話していただくことが大切です。
- * 審査の結果、貸付ができない場合があります。また虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は即時に返還していただきます。
- * 即日貸付ではありません。貸付決定がされたあと、ご本人名義の金融機関の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
なお、総合支援資金の場合、貸付決定後、借用書等を提出していただくことにより送金となります。
- * お申し込みから振込まで、数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、相談が殺到する場合はさらにお時間をいただく場合がありますので、あわせてご了承ください。
- * ご返済の方法はゆうちょ銀行からの払込となります(口座引落希望の方はご相談ください)。
- * 返済期限を超えた場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。
- * 現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。社会福祉協議会では、さまざまな福祉サービスを提供している所もありますので、支援者を経由した感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

借入をご希望の方は現在お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。特例貸付のご相談・受付はお住まいの市区町村社会福祉協議会で3月25日より実施いたします。受付時間・会場についてはそれぞれの市区町村により異なる場合がありますので、下記お問い合わせ先にてご確認ください。

※ 横浜市・川崎市にお住まいの方は、それぞれの区社会福祉協議会が窓口になります。

神奈川県内の市区町村社会福祉協議会					
横浜市	045-201-8616	幸区	044-556-5500	海老名市	046-235-0220
鶴見区	045-504-5619	中原区	044-722-5500	座間市	046-266-2025
神奈川区	045-311-2014	高津区	044-812-5500	南足柄市	0465-73-1575
西区	045-450-5005	宮前区	044-856-5500	綾瀬市	0467-77-8166
中区	045-681-6664	多摩区	044-935-5500	愛川町	046-285-2111
南区	045-260-2510	麻生区	044-952-5500	清川村	046-287-1118
港南区	045-841-0256	横須賀市	046-821-1301	葉山町	046-875-9889
保土ヶ谷区	045-341-9876	平塚市	0463-21-8813	寒川町	0467-74-7621
旭区	045-392-1123	鎌倉市	0467-23-1075	大磯町	0463-61-9390
磯子区	045-751-0739	藤沢市	0466-50-3525	二宮町	0463-73-0294
金沢区	045-788-6080	小田原市	0465-35-4000	中井町	0465-81-2261
港北区	045-547-2324	茅ヶ崎市	0467-85-9650	大井町	0465-84-3294
緑区	045-931-2478	逗子市	046-876-6222	松田町	0465-82-0294
青葉区	045-972-8836	相模原市(中央区)	042-756-5034	山北町	0465-75-1294
都筑区	045-943-4058	相模原市(南区)	042-765-7065	開成町	0465-82-5222
戸塚区	045-866-8434	相模原市(緑区)	042-775-8601	箱根町	0460-85-9000
栄区	045-894-8521	三浦市	046-888-7347	真鶴町	0465-68-3313
泉区	045-802-2150	秦野市	0463-84-7711	湯河原町	0465-62-3700
瀬谷区	045-361-2117	厚木市	046-225-2947		
川崎市	044-739-8716	大和市	046-200-6177		
川崎区	044-246-5500	伊勢原市	0463-94-9600		

実施主体：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（地域福祉推進部 生活支援担当）
 連絡先：〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
 電話：045-311-1426（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00）